

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	地方税法等に基づく県税の賦課徴収又は調査に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島根県は、県税の賦課徴収又は調査に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

○島根県は県税の賦課徴収を行うために「島根県税務総合オンラインシステム」を使用している。  
○「島根県税務総合オンラインシステム」の維持管理業務については職員及び外部業者に委託しているが、「島根県情報セキュリティポリシー」「個人情報取扱特記事項」により、個人情報の適切な取扱いを定めている。  
○内部による不正利用の防止の為、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードにより操作者を限定すると共にシステムの使用制限を行っている。

## 評価実施機関名

島根県知事

## 公表日

令和8年3月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税、特別法人事業税及び森林環境税に関する事務
②事務の概要	<p>○税務事務の概要</p> <ol style="list-style-type: none"><li>納税者からの申告及び届出等の受理及び課税調査等により賦課決定を行い納税通知書等の発付を行う課税業務(法人県民税、法人事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税、個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割・自動車税環境性能割、狩猟税等)</li><li>賦課情報に基づき、収納、還付、充当等を行う。また未納者に対しては督促状等の送付を行う収納管理業務</li><li>滞納者に対し、催告書等の送付など滞納整理を行う滞納整理業務</li></ol> <p>○特定個人情報ファイルの利用事務</p> <ol style="list-style-type: none"><li>納税者名寄せ</li><li>減免情報等の取得(自動車税種別割・自動車税環境性能割、個人事業税、狩猟税)</li><li>必要に応じ、本人確認のため住民基本台帳ネットワークシステムに対し情報照会</li><li>過誤納金又は還付加算金の還付</li></ol>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>・島根県税務総合オンラインシステム</li><li>・統合宛名管理システム</li><li>・中間サーバ</li><li>・住民基本台帳ネットワークシステム</li><li>・国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
島根県税務総合オンラインシステムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	【情報照会する根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項 【情報提供する根拠】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	島根県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県総務部総務課 情報公開室 情報公開係(第三分庁舎1階)県政情報センター 電話0852-22-6139 FAX0852-22-6140
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県総務部税務課 税務電算係 電話0852-22-6033 FAX0852-22-6038
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月18日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月18日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる名寄せ作業においては、上長による最終確認を行ったうえで更新することとしている。	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月2日	II しきい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年6月2日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成30年4月25日	II しきい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年4月25日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年4月25日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署	税務課長 鎌谷 正文	税務課長 森脇 宏介	事後	
平成31年4月26日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	2018/4/1	2019/4/1	事後	
平成30年4月25日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 森脇 宏介 ※様式変更による変更	税務課長	事後	
平成31年4月26日	III リスク対策	※様式変更に伴う新規記載	本文のとおり	事後	
令和2年2月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方法人特別税 自動車税 自動車取得税	地方法人特別税又は特別法人事業税創設 自動車税種別割 自動車税環境性能割	事後	
令和2年2月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	2019/4/1	2020/2/1	事後	
令和2年2月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	2019/4/1	2020/2/1	事後	
令和3年2月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	2020/2/1	2021/2/1	事後	
令和3年2月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	2020/2/1	2021/2/1	事後	
令和4年2月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	2021/2/1	2022/2/1	事後	
令和4年2月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	2021/2/1	2022/2/1	事後	
令和5年2月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○特定個人情報ファイルの利用事務 1. 納税者名寄せ 2. 減免情報等の取得(自動車税種別割・自動車税環境性能割、個人事業税、狩猟税) 3. 必要に応じ、本人確認のため住民基本台帳ネットワークシステムに対し情報照会	○特定個人情報ファイルの利用事務 1. 納税者名寄せ 2. 減免情報等の取得(自動車税種別割・自動車税環境性能割、個人事業税、狩猟税) 3. 必要に応じ、本人確認のため住民基本台帳ネットワークシステムに対し情報照会 4. 過誤納金又は還付加算金の還付	事前	
令和5年2月1日	I 関連情報 4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(別表第二、28の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第21条	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(別表第二、27の項及び28の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第20条及び第21条	事前	
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	2022/2/1	2023/2/1	事後	
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	2022/2/1	2023/2/1	事後	
令和6年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	地方税及び地方法人特別税に関する事務	地方税、特別法人事業税及び森林環境税に関する事務	事後	
令和6年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・島根県税務総合オンラインシステム	・島根県税務総合オンラインシステム ・統合宛名管理システム ・中間サーバ ・住民基本台帳ネットワークシステム ・国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))	事後	
令和6年2月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県総務部総務課 情報公開・文書グループ (第三分庁舎1階)県政情報センター 電話0852-22-6139 FAX0852-22-6140	〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県総務部総務課 情報公開室 情報公開係 (第三分庁舎1階)県政情報センター 電話0852-22-6139 FAX0852-22-6140	事後	
令和6年2月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県総務部税務課 税務電算グループ 電話0852-22-6033 FAX0852-22-6038	〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県総務部税務課 税務電算係 電話0852-22-6033 FAX0852-22-6038	事後	
令和6年2月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	2023/2/1	2024/2/1	事後	
令和6年2月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	2023/2/1	2024/2/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月6日		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項(別表第一、16の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府総務省令第5号)第16条	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	
令和7年1月6日		【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(別表第二、27の項及び28の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第20条及び第21条	【情報照会する根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項 【情報提供する根拠】 なし	事後	
令和7年1月6日	II しきい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	2024/2/1	2025/1/6	事後	
令和7年1月6日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	2024/2/1	2025/1/6	事後	
令和7年1月6日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業	※様式変更に伴う新規記載	本文のとおり	事後	
令和8年2月18日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益等の保護の宣言 特記事項	「個人情報の取扱いに係る特記事項」	「個人情報取扱特記事項」	事後	
令和8年2月18日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	2025/1/6	2026/2/18	事後	
令和8年2月18日	IV リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[O]接続しない(入手)	[ ]接続しない(入手)	事後	過去重点項目評価書を修正した際に、基礎項目評価書の修正を漏らしており、記載内容がかみ合わないことが判明したため修正。
令和8年2月18日	IV リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない(提供)	[O]接続しない(提供)	事後	過去重点項目評価書を修正した際に、基礎項目評価書の修正を漏らしており、記載内容がかみ合わないことが判明したため修正。
令和8年2月18日	IV リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	過去重点項目評価書を修正した際に、基礎項目評価書の修正を漏らしており、記載内容がかみ合わないことが判明したため修正。
令和8年2月18日	IV リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	—	事後	過去重点項目評価書を修正した際に、基礎項目評価書の修正を漏らしており、記載内容がかみ合わないことが判明したため修正。